

宿泊約款 改定案 202311	現 行
第1条～第4条 略	変更なし
<p>第5条（宿泊契約締結の拒否） 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <p>(1) 宿泊の申込が、この約款によらないとき。</p> <p>(2) 満室のとき。</p> <p>(3) 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者および災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由のあるとき。</p> <p>(4) 宿泊しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。</p> <p>(5) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合。</p> <p>(6) 宿泊しようとする者が<u>特定感染症の患者等であるとき。</u></p> <p>(7) 宿泊に関し、<u>その実施に伴う負担が過重であって他のお客様に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として、厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。</u></p> <p>(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(9) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当ホテルの運営を阻害するおそれがあるとき、または他のお客様もしくは当ホテルの従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>(10) 宿泊しようとする者について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。</p> <p>(11) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。</p> <p>(12) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込をしたとき。</p> <p>(13) 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込をしたとき。</p>	<p>第5条（宿泊契約締結の拒否） 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <p>(1) 宿泊の申込が、この約款によらないとき。</p> <p>(2) 満室のとき。</p> <p>(3) 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者および災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由のあるとき。</p> <p>(4) 宿泊しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。</p> <p>(5) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合。</p> <p>(6) 宿泊しようとする者が<u>伝染病者であると明らかに認められる場合。</u></p> <p>(7) 宿泊に関して<u>社会通念上必要な範囲を超える負担を求められたとき。</u></p> <p>(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(9) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当ホテルの運営を阻害するおそれがあるとき、または他のお客様もしくは当ホテルの従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>(10) 宿泊しようとする者について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。</p> <p>(11) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。</p> <p>(12) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込をしたとき。</p> <p>(13) 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込をしたとき。</p>

<p>(14) その他、各種法令または都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。</p>	<p>(14) その他、各種法令または都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。</p>
<p>第6条 略</p>	<p>変更なし</p>
<p>第7条 (当ホテルの契約解除研)</p> <p>当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。</p> <p>(1) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。</p> <p>(2) お客様が、当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類およびこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあるとき。</p> <p>(3) お客様が<u>特定感染症の患者等であるとき。</u></p> <p>(4) 宿泊に関し、<u>その実施に伴う負担が過重であって他のお客様に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として、厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。</u></p> <p>(5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(6) 客室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。</p> <p>(7) 宿泊する権利を譲渡し、または譲渡しようとしたとき。</p> <p>(8) 宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。なお、宿泊代金の支払いが確認されていない場合とは、支払いが金融機関の窓口営業時間終了の間際に振込の方法によって、もしくは金融機関の営業時間の如何にかかわらずインターネットを介した銀行取引の方法等によってなされたものの、翌日が金融機関の休業日となっているため、当日に振込の事実が確認されない場合を含みます。</p> <p>(9) この約款または当ホテルの利用規則に違反したとき。</p>	<p>第7条 (当ホテルの契約解除権)</p> <p>当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。</p> <p>(1) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。</p> <p>(2) お客様が、当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類およびこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあるとき。</p> <p>(3) お客様が<u>伝染病者であると明らかに認められるとき。</u></p> <p>(4) 宿泊に関し <u>社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。</u></p> <p>(5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(6) 客室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。</p> <p>(7) 宿泊する権利を譲渡し、または譲渡しようとしたとき。</p> <p>(8) 宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。なお、宿泊代金の支払いが確認されていない場合とは、支払いが金融機関の窓口営業時間終了の間際に振込の方法によって、もしくは金融機関の営業時間の如何にかかわらずインターネットを介した銀行取引の方法等によってなされたものの、翌日が金融機関の休業日となっているため、当日に振込の事実が確認されない場合を含みます。</p> <p>(9) この約款または当ホテルの利用規則に違反したとき。</p>

<p>(10) その他、各種法令または都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができない場合に該当するとき。</p> <p>2. 前項に基づく解除の通知は、口頭または第2条に基づき申出のあったお客様の連絡先への電話、電子メールまたは書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条3項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとします。</p> <p>3. 当ホテルが前2項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第1項(3)および(5)の場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。</p>	<p>(10) その他、各種法令または都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができない場合に該当するとき。</p> <p>2. 前項に基づく解除の通知は、口頭または第2条に基づき申出のあったお客様の連絡先への電話、電子メールまたは書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条3項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとします。</p> <p>3. 当ホテルが前2項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第1項(3)および(5)の場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。</p>
<p>第8条 (宿泊の登録)</p> <p>お客様は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) お客様の氏名、年齢、性別、住所 <u>および連絡先</u></p> <p>(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日</p> <p>(3) 出発日および出発予定時刻</p> <p>(4) 前泊地および行先地</p> <p>(5) その他当ホテルが必要と認めた事項</p> <p>2. お客様が第12条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。</p>	<p>第8条 (宿泊の登録)</p> <p>お客様は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) お客様の氏名、年齢、性別、住所、<u>職業</u></p> <p>(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日</p> <p>(3) 出発日および出発予定時刻</p> <p>(4) 前泊地および行先地</p> <p>(5) その他当ホテルが必要と認めた事項</p> <p>2. お客様が第12条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。</p>
<p>第9条～第20条 略</p>	<p>変更なし</p>